

令和7年度 利用申込書 兼 支給認定申請書〈施設型給付費・地域型保育給付費等〉



令和 年 月 日

担 当 者 記 入 欄			
区分	☐ 新規 ☐ 転園	☒ 認可申込 きょうだい	☐ 無 ☐ 在園 ☐ 新規 ☐ 転園

住民CD_

う る ま 市 長 様

申請保護者氏名

※3ページ目の同意事項に同意の上、申請します。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等にかかる「利用申込」と「支給認定申請」を併せて行います。

申請にかかる 小学校就学前 子ども	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別
	(フリガナ)		※R7/4/1時点	
現 住 所	うるま市	前 住 所	(R6年1月1日付住所) ※父・母で異なる場合はそれぞれ記載	
	(うるま市外在住の方は、うるま市を二重線で削除し、都道府県名から記載して下さい。)		父 都 道 府 県 市 区 町 村 母 都 道 府 県 市 区 町 村	
連 絡 先	(父携帯番号) - - (母携帯番号) - -			

利用開始を希望 する期間	令和 年 月 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日まで（※左記期間が選考対象期間となります。） ※R8年度も選考にける場合は、R8年度の申込みが必要となります。 ※申請日よりさかのぼって支給認定証を発行することはできませんので、余裕をもって申請してください。
-----------------	---

①申込区分(☑チェックと園名を記入ください)

- 【1号認定の申込み】※基本14時までの利用となります。
- ☐ (1)教育標準時間認定(1号認定)…認定こども園【 】こども園】
- 【2号認定、3号認定の申込み】
- ☐ (2)保育認定(2・3号認定)…保育所/認定こども園/小規模保育所/事業所内保育所

②希望する場合施設名を記入（記載されていない園は入所選考に含まれません。）

施設番号及び希望施設名 どちらも記入してください。 (令和7年度入所案内P18 ~29の施設番号を参照) ※施設によって受入れ可 能年齢が異なります。よ く確認してご記入くださ い。 施設の対象年齢と申請 児童の年齢が異なる場 合、選考対象となりませ ん。	希望順	施設番号	希 望 施 設 名
	第1希望		※認定こども園等に入所決定することにより、隣接または近隣の小学校 への入学が保障されることはありません。
	第2希望		保育所(園)
	第3希望		保育所(園)
	第4希望		保育所(園)
	第5希望		保育所(園)

③保育を必要とする事由

下記の事由から該当する番号を記入して下さい。※入所希望月の状況(見込み)

続柄	番号
【 父 】	【 】
【 母 】	【 】
【 】	【 】

- 【事由番号】
- 0:就労 6:災害復旧
1:疾病・障害 7:妊娠・出産
2:介護・看護
3:求職活動
4:就学
5:育休、みなし育休

ア. 今後の転居予定	☐ 無・ ☐ 有(転居予定日: R 年 月 日) (転居予定校区) ※こども園校区内加点(+5点)は、原則、入所選考時点の住所地に基づき加点します。(公立幼稚園から移行した認定こども園を希望する3~5歳児が対象)		
イ. 出産予定の有無	☐ 無・ ☐ 有 (予定日: R 年 月 日)	エ. 育休中の方	☐ 入所決定後、入所月の翌月1日までに復帰が可能
ウ. 出産後の予定	☐ 職場復帰 ☐ 育休取得 ☐ その他()		☐ 希望する施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる

④きょうだいの入所選考の希望(「複数のきょうだいの利用申込」をする場合、必ず記入) ※認定こども園(1号)希望の場合は記入不要。

番号記入欄 ●希望番号(番)	
1	申込中のきょうだいと、同園の入園のみ、入園を希望します。 (※入園できない可能性が高くなります。)
2	申込中のきょうだいと、同園の入園を希望しますが、同園に入園できない場合に限り別々の園でも入園を希望します。
3	申込中のきょうだいで、個々の希望順位を優先で入園を希望します。 (きょうだい考慮なし)

※きょうだい番号の記載がない場合や、きょうだいで別々の番号が選択されている場合は、「2」番として入所選考しますので、ご了承ください。

⑤家庭の状況(※入所希望月の1日時点の状況をご記入ください。)

区分	氏名 個人番号（マイナンバー）	申込児童との続柄	生年月日	年齢	多子軽減対象者	入所希望月の1日時点の勤務先（主婦）・学校名・家庭保育 など	居住状況 （別居の場合住所記入）	担当者記入欄 個人番号確認
児童の世帯員	(ふりがな) マイナンバー	本人					(同・別)	□個人番号カード □通知カード □住民票 ※コピー可
	(ふりがな) マイナンバー		□父 □母 □きょうだい □その他 ()				(同・別)	
	(ふりがな) マイナンバー	□父 □母 □きょうだい □その他 ()					(同・別)	身分証確認
	(ふりがな) マイナンバー	□父 □母 □きょうだい □その他 ()					(同・別)	□マイナンバーカード □運転免許証 □パスポート □住民基本台帳カード □その他 ()
	(ふりがな) マイナンバー	□父 □母 □きょうだい □その他 ()					(同・別)	
	(ふりがな) マイナンバー	□父 □母 □きょうだい □その他 ()					(同・別)	
	(ふりがな) マイナンバー	□父 □母 □きょうだい □その他 ()					(同・別)	
	(ふりがな) マイナンバー	□父 □母 □きょうだい □その他 ()					(同・別)	
	(ふりがな) マイナンバー	□父 □母 □きょうだい □その他 ()					(同・別)	
	(ふりがな) マイナンバー	□父 □母 □きょうだい □その他 ()					(同・別)	
(ふりがな) マイナンバー	□父 □母 □きょうだい □その他 ()					(同・別)		

OR7.4月の入所希望………齊申込受付期間外の希望園変更は受け付けできません。（*2次選考以降は希望園の変更が可能です。変更受付期間は市HPに掲載します。）
OR7.5月以降の入所希望……R7.2月から受付開始となります。入所希望月の前月10日までが新規申込・希望園変更の受付締切りとなります。（*空き状況は毎月初旬に市HPに掲載します。）

⑥发育状況・個別支援保育（該当するものに☑チェック）

NO	内容	保護者チェック欄
1	持病、病歴はありますか。	□無 □有 □通院中〔病名： 〕
2	发育・発達について気になる点がありますか。	□無 □有〔内容： 〕
3	乳幼児健診において、要経過観察の説明がありましたか。	□無 □有〔内容： 〕
4	関係機関から発行済のもの（申請中）のものがあればすべてに☑して下さい。	□療育手帳 □小児慢性特定疾患児手帳 □指定医療費（指定難病）医療受給者証 □身体障害者手帳 □特別児童扶養手当証書 □発達検査結果等の発達状況に関する所見 □通所受給者証 □集団保育に係る医療的所見（診断書など）
5	入所にあたり、個別支援保育利用を希望しますか。	□希望しない □希望する
6	入所にあたり、施設側で医療的ケアが必要になりますか。	□必要なし □必要 ※申込時に事前相談が必要となります。

※チェックの有無に関わらず、個別支援に関する聞き取りを行う場合があります。

⑦入所選考加点項目チェック欄

※この項目を確認し加点します。☑チェックされていても加点要件に当てはまらなと判断した場合は、加対象外とします。

NO	内容	備考	保護者チェック欄		職員確認欄
			加なし	加あり	
1	保護者（父及び母）の不在で、祖父母等が保育している。（100点）	現に監護を行うものが児童手当を受給している。	□	□	□
2	保護者（父又は母）の不在である。（40点）	離婚、未婚、死別、離婚調停中、行方不明、拘禁など	□	□	□
3	保護者が単身赴任中である。（5点）	沖縄本島外への単身赴任等（就労証明書等で確認できる場合）	□	□	□
4	生活保護世帯である。（5点）	生活保護受給証明書等により確認。	□	□	□
5	障がい者がいる世帯である。（住民票同一世帯）（6点）	障害者手帳、療育手帳、障害基礎（厚生）年金証書の写し等により確認。	□	□	□
6	申込児童が多胎児（双子等）である。（5点）	双子を基準として、三つ子等増えるごとに5点加とす。	□	□人数： 名	□
7	多子世帯（こども3人以上）である。（6点）	保護者が扶養する別世帯のこども（県外在住等）も対象とする。	□	□	□
8	教育・保育施設で従事する者（有資格者）（200点）	教育・保育施設等で保育士または幼稚園教諭として従事しているもの（保育補助を除く） ※認可保育所（小規模保育所、事業所内保育所を含む）、認定こども園、認可外保育所、幼稚園での就労を対とする。（幼稚園教諭、看護師または保健師がみなし保育士として従事する場合を含む）	□	□幼稚園教諭 □保育士 □看護師 □保健師 □その他（ ）	□
9	認定こども園校区内（公立幼稚園から移行した認定こども園の3～5歳児クラスの希望者で、原則、入所選考時点で校区内に住所を有するものを対象）（5点）	転居予定地の認定こども園を希望する場合であって、入所選考時点で転居予定であることが確認できた場合は対とす。	□	□園名： 園	□

同意事項

1. うるま市長は、子ども・子育て支援法第16条（第30条の3により準用される場合を含む）の規定に基づき、支給認定証の交付、入所調整、保育料の決定・徴収事務等のため、申請者及び同一世帯員の個人情報に次の方法により確認し提供を求めています。

- ①住民基本台帳の閲覧・複写
- ②市民税課税台帳、課税資料等の閲覧・複写
- ③児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
- ④生活保護受給に関する情報、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報の閲覧・複写
- ⑤保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取、資料提供依頼
- ⑥世帯状況、課税状況等に関して、他市町村に対しての情報照会
- ⑦その他の関係機関からの資料取得

2. うるま市長は、入所児童及び保護者又は扶養義務者の個人情報について、次の場合に限り関係機関等第三者へ情報提供することができるものとします。

- ①特に必要と認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供
 - 1) 氏名、生年月日、連絡先などの入所申込書及び添付資料等に記載された個人情報
 - 2) 保育料に関する情報
- ②児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合
- ③児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合
- ④その他、市長が必要と認めた場合

3. 提供された個人番号について（マイナンバー）について、子ども・子育て支援法に基づく支給認定に関する事務または児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用することがあります。（保育の実施に関する事務については、保育認定を受けた場合または希望する場合のみ利用します。）

4. 個人番号（マイナンバー）の提供が困難な場合、地方公共団体情報システム機構または住民基本台帳より番号確認を行います。また、上記の方法で番号確認ができない場合は、追加書類の提出を求めています。

5. 認定申請に当たって、4月入所の場合は認定事務及び利用調整事務が集中するため審査に時間を要することから、支給認定証の交付は利用調整の結果とともに2月頃に通知いたします。

6. 申請内容や添付書類（勤務証明書等）に虚偽がある場合は、利用認定取消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第12条に基づき徴収します。

【参考】 子ども・子育て支援法（抜粋）

第16条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども・小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の期間若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

令和7年度 うるま市保育所入所選考基準表

宛名番号	申込年月日	児童氏名	生年月日	学年齢	基準点(父)	基準点(母)	調整点	選考点		
第一希望		第二希望		第三希望	(a)	(b)	(c)	(a)+(b)+(c)		
第四希望		第五希望								
【算定方法】										
○選考点は、「A. 基準点」及び「B. 調整点」を合算した点数とする。 ○「A. 基準点」…基準点は、父、母(以下「保護者」)それぞれに配点し、合算した点数を基準点とする。該当する類型(1～10)が複数ある場合には、点数の高い類型で認定する。 ○「B. 調整点」…調整点は、該当する内容(1～18)に配点する。該当する内容(1～18)が複数ある場合にはそれぞれの点数を合算した点数を対象児童の調整点とする。										
【A. 基準点(保護者の状況に係る点数)】										
類 型	基 準 点					認 定 時 の 留 意 点				
1. 就労(月64時間以上を常態とする) *採用予定を含む	区 分	① 労働状況等による点数			基準点		●認定は、勤務証明書等に記載のある月あたりの労働時間(休憩時間含む)に基づき行つ。 ●保護者の勤務先が複数にまたがる場合、それぞれの勤務先の月あたりの労働時間(休憩時間含む)を合算する。 ただし、それぞれの勤務先の勤務日及び勤務時間が重なっており、従事することが困難と認められる場合には、「それぞれの勤務先の月あたりの労働時間(休憩時間含む)」から「当該重複している勤務時間数」を差し引いた時間数で認定するものとする。			
		月あたりの労働時間(休憩時間含む)			点数	父			母	
	勤務者 自営業者	月200時間以上			30					
		月190時間以上200時間未満			29					
		月180時間以上190時間未満			28					
		月170時間以上180時間未満			27					
		月160時間以上170時間未満			26					
		月150時間以上160時間未満			25					
		月140時間以上150時間未満			24					
		月130時間以上140時間未満			23					
		月120時間以上130時間未満			22					
		月110時間以上120時間未満			21					
		月100時間以上110時間未満			20					
		月90時間以上100時間未満			19					
		月80時間以上90時間未満			18					
		月64時間以上80時間未満			17					
		認 定 条 件			点数					父
産前6週前の属する月始め(多胎14週前)から産後8週後の翌日が属する月末まで			24							
2. 妊娠・出産 (妊娠中であるか又は出産後間がない)							●死産についても、認定条件は同様とする。			
3. 疾病・障害 (疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している)	区 分	認 定 条 件			点数	父	母	●在宅療養は、おおむね1ヵ月以上の療養期間が見込まれるものについて認定する。 ●「疾病・負傷」及び「障害認定」の両方に該当する場合は、点数の高い区分で認定する。		
		長期入院	おおむね1月以上の入院加療を要するとの医師の診断		30					
	週40時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断		26							
	週35時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断		24							
	週25時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断		20							
	週20時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断		18							
	週16時間以上の保育軽減を必要とする医師の診断		17							
	疾病・負傷 (診断書)	在宅療養	身体障害者手帳1級・2級 / 精神障害者保健福祉手帳1級 / 療育手帳A1、A2 / 障害年金1級		30					
			精神障害者保健福祉手帳2級 / 障害年金2級		27					
			身体障害者手帳3級 / 療育手帳B1		21					
			身体障害者手帳1級～3級以外 / 精神障害者保健福祉手帳3級 / 療育手帳B2		15					
4. 介護・看護 (長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同僚の親族を常時介護している)	認 定 条 件				点数	父	母	●通院(通学)への付添いについては、その付添いにある時間数に応じ、左記基準に準じ認定する。 ●別居親族の介護(看護)は、原則として対象外とする。ただし、介護(看護)を必要とする別居親族の「住民票簿本」及び「その世帯に介護(看護)を行うことができる者がいない」といことが分かる書類(勤務証明書等)」により、保護者が介護(看護)を行う必要があると認められる場合は認定を行つ。		
	介護(看護)時間数(週)									
	週40時間以上の介護(看護)を常態とする									
	週35時間以上40時間未満の介護(看護)を常態とする									
	週25時間以上35時間未満の介護(看護)を常態とする									
	週20時間以上25時間未満の介護(看護)を常態とする									
	週16時間以上20時間未満の介護(看護)を常態とする									
	5. 災害復旧 (災害の復旧にあつている)	認 定 条 件			備 考	点数	父		母	●罹災したことが分かる書類で判断する。
		震災・風水害・火災・その他の災害			災害の復旧にあたる期間を認定期間とする。	30				
	6. 求職活動中	認 定 条 件			備 考	点数	父		母	
求職中のため日中外出する場合(起業準備を含む。)			原則、求職活動開始から90日間が経過する日が属する月の末日までを認定期間とする。	9						
7. 就学・職業訓練	認 定 条 件				点数	父	母	●就職につながらないものは対象外。 (いわゆるお稽古等) ●通信制の場合は短時間保育で認定する。		
	月160時間以上				26					
	月140時間以上160時間未満				24					
	月120時間以上140時間未満				22					
	月90時間以上120時間未満				19					
	月64時間以上90時間未満				18					
	上記学校が通信制の場合				9					
8. 育児休業 みなし育児 (新規申込時に育児休業中の場合を除く。)	認 定 条 件				備 考	点数	父	母	●育児休業対象児童またはみなし育児対象児童の新規申込は、入所月の翌月1日までの職場復帰が条件となるため、「1.就労」として取り扱う。	
	育児休業・ みなし育児	育児対象児童以外の転所申込(入所希望月翌月1日までに復帰予定ではない場合) みなし育児対象児童以外の転所申込(入所希望月翌月1日までに復帰予定ではない場合)			育児休業対象児童又はみなし育児対象児童が、最長2歳となる月の末日までを認定期間とする。	16				
9. 虐待・DV	区 分	認 定 条 件			備 考	点数	父	母	●児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類で判断する。 ●家庭裁判所から保護命令の発令があることがわかる書類で判断する。	
	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること				30				
	DV	DV被害のため家庭内保育が困難であると認められること				30				
10.市長が認める前各号に類する状態である	認 定 条 件				備 考	点数	父	母		
	その他うるま市長が認める状態					30				